

名称:商標権侵害（Clear）事件

差止等請求事件

大阪地方裁判所:平成19年(ワ)3024号 判決日:平成20年2月7日

判決:一部認容

商標法36条1項・不正競争防止法2条1項1号

キーワード:類似、結合商標、周知

#### [概要]

被服等に「CLEAR IMPRESSION」の文字を含む商標（使用商標1～5）を使用している被告に対して、標準文字“clear”の登録商標を有する原告が差止、損害賠償を請求した事件。CLEARを大きく標記した2段書きの使用商標1はこの部分が要部であるから、原告商標と類似するが、使用商標2～5は非類似であると判断され、使用商標1についてのみ侵害が認められた。

#### [本件商標]（2件）

標準文字“clear”の登録商標であり、25類（洋服など）と18類（かばん、傘など）を指定商品とする。

#### [争点]

- (1) ファッション雑誌「JJ」への広告における使用商標1, 4, 5は被告の商標の使用に当たるか。（商標法、不正競争防止法共通）
- (2) 被告使用商標1～5は原告商標に類似するか。（商標法、不正競争防止法共通）
- (3) 原告商標は周知の商品等表示か。（不正競争防止法）
- (4) 混同のおそれがあるか。（不正競争防止法）
- (5) 損害額

#### [裁判所の判断]

##### (1) 争点1について

JJ誌への広告は、JJ誌が内容を決定したものであるが、被告が広告料を払って掲載されたものであるから、被告の商標の使用である。

##### (2) 争点2について

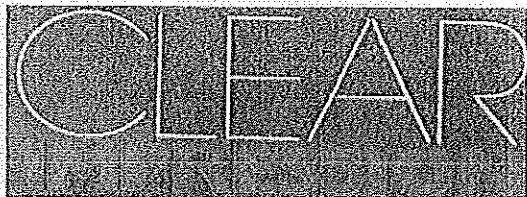
- ① 使用商標1は、「上段の「CLEAR」が下段の「IMPRESSION」に比べて顕著に大きく表示されていることから、上段の「CLEAR」の部分が需要者の注意を惹く要部と認められる。」。その結果、「被告標章1の要部である「CLEAR」と本件原告商標とは称呼及び観念を共通にしている。そうすると、被告標章1は、その要部以外の部分において「IMPRESSION」の文字が存するものの、その部分の相違による印象が、上記共通部分によって生じる類似の印象を超えることはないものと認められるから、被告標章1は本件原告商標と類似するというべきである。」と判断された。
- ② 使用商標2～5については、「CLEAR」が要部であるかどうかがポイントであり、原告は、雑誌の紹介記事、店舗での紹介、ファッションショーへの出展、広告宣伝に1億円かけたこと、被告関連会社が出願した被告商標2が原告の商標が周知であることを理由に拒絶理由通知を受けたこと等を証拠として周知性を主張した。裁判所は、原告ブランドが需要者の間に広く知られていると認定した上で、「clear」は、名詞と結びついた場合の識別力はさして高くないということができる。そして「CLEAR IMPRESSION」の場合も、「明るい印象」「澄み渡った印象」「透き通った印象」というまとまった観念を生じさせるものである。これらからすると、「IMPRESSION」の語が、「CLEAR」の付加語であるとの印象を生じさせるものとはいえない、「IMPRESSION」の識別力が低いとはいえない。」「原告ブランドが周知性を有するのは单一の「clear」としてなのであって、「clear」の語が上記のように様々な名詞と結びついてその性質・内容を表す意味を有するものであることからすると、「clear」が広く知られているからといって、それが意味上の関連性を持って名詞と結びつき、しかもその結びつく名詞がそれ自体として識別力を有する場合にま

で、その結合商標が「clear」のみによって識別されるということはできない。」として非類似であると判断した。

[コメント]

結合商標、周知商標の結合商標の侵害判断において、一部が侵害、他は非侵害と判断された事例で、参考になる。使用商標1は、かなり原告商標に印象を近づけているという常識的感覚に近い判断がされている。”clear”という言葉が一般的な英単語であり、「消去する」、「透明な」という意味を有するものであり、上記の判断になったと思われるが、SONY、PANASONIC等の著名な造語商標の場合には、IMPRESSIONを附加しても侵害になるものと想像される。

1 使用標章1



2 使用標章2

CLEAR  
IMPRESSION

3 使用標章3



4 使用標章4

CLEAR  
IMPRESSION

5 使用標章5

CLEAR IMPRESSION